

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する
意見公募の結果について

平成28年10月19日
商務情報政策局
情報処理振興課

平成28年9月8日より平成28年10月7日までの間、「情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案等」に対する意見公募を行いましたところ、以下のとおり御意見等をいただきました。今般、お寄せいただいた御意見等の概要と御意見等に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

今回の意見公募に御意見等をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：平成28年9月8日（木）～平成28年10月7日（金）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、電子メール、FAX、郵送

2. 御意見等の総数

19件

3. 御意見等の概要および御意見等に対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に関するお問合せ先

商務情報政策局情報処理振興課

電話：03-3501-2646

No	御意見の箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	政令案	政令案の手数料の額について、算出過程や見込み数の数値を示しての説明がされていず、「…を勘案して」というだけなので、適切な額かどうか納得できない。	各手数料の額は、試験事務及び登録事務ごとに、向こう5年間の業務費(人件費及び経費)の見込み額を過去の情報セキュリティスペシャリスト試験の受験者数及び合格者数の推移、並びに合格者の属性等を勘案して算出した向こう5年分の試験応募者見込数又は登録見込者数で除することにより算出しています。 なお、支援士試験事務及び登録事務に係る財務内容は、独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)の財務諸表に記載し、機構のホームページにおいて公開することとしております。
2	政令案	「情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」には、「欠格事由に係る「情報処理に関する法律の規定」【新法第8条第3号関係】】として、「サイバーセキュリティを侵害する行為(不正指令電磁的記録作成、不正アクセス、他人の識別符号の不正取得等)に関する刑罰法規とします。」とあり、刑法と不正アクセス禁止法のみが列挙されているが、支援士制度の趣旨に鑑みれば、その他に、不正競争防止法の営業秘密侵害罪も極めて重要である(支援士の立場は、外部からの攻撃のみならず、内部犯行を犯す危険性も高いのであるから)はずである。したがって、刑法と不正アクセス禁止法に限定することなく例示するべく、政令を定めるべきである。	平成28年4月15日に成立したサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の情報処理の促進に関する法律(以下「法」という。)第8条第2号において、刑罰の区別なく、禁錮以上の刑を受けた者について、すべからく一定期間情報処理安全確保支援士(以下「支援士」という。)の欠格としています。これに対し、法第8条第3号においては、刑罰法規の内容が、情報処理に関する法律に基づくものとして、情報処理安全確保支援士制度(以下「支援士制度」という。)の制度趣旨に関するものである場合にあっては、罰金刑を受けた者についても、未然に欠格とすることが、支援士制度の信頼性を担保し、これを維持する上で必要と考えられます。政令で定める情報処理に関する法律については、欠格事由は国民の権利の制限となることから、その範囲を徒に広げるべきではなく、限定的に定める必要があります。一方で、支援士制度は、サイバーセキュリティに対する高度な知識・技能を有する者に国家資格を与え、こうした人材が企業等においてサイバーセキュリティ対策を担い、サイバーセキュリティ対策の強化を図ることがその趣旨であるところ、こうした制度趣旨に照らすと、過去に企業等のコンピュータネットワークシステム(以下「システム」という。)への不正侵入その他のサイバーセキュリティを侵害する行為等を行い刑に処せられた者に支援士の資格を与えることは、支援士の社会的信用やその知識・技能を悪用し、システムの安全性を損ね、支援士制度の信用を毀損するおそれがあることから、たとえ科された刑が罰金刑であっても欠格とすることが許容されるといえます。以上から、主たる保護法益をシステムの保護とし、構成要件上情報セキュリティに対する高度な知識・技能を悪用することを前提とする、刑法に規定するサイバー犯罪に関する罪及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する不正アクセスに関する罪を定めることとしました。
3	政令案	本改正に賛成である。特に問題ない改正であると思われた。	制度の適切な運営に向けて取り組んでまいります。

No	御意見の箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
4	省令案	<p>「試験ワーキンググループ中間取りまとめ～情報処理安全確保支援士制度～」(平成28年4月、産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会)においては「ただし、既合格者のうち、合格から一定以上の期間(例えば3年間)を経過している者については、登録後速やかに講習を受講することを義務付け、最新の知識・技能の習得を図る」との留保条件を提言している。しかし、今次改正法令等案を見る限り、前記のような留保条件は見当たらない。「施行規則附則第四条に該当する者は無条件で支援士試験に合格した者とみなす」と理解してよいのか。その他の資格保有者についても、合格から一定以上の期間(例えば3年間)を経過している者については、登録後速やかに講習を受講することを義務づけ、最新の知識・技能の習得を図るというような仕組みも検討すべきではないか。(同旨1件)</p> <p>また、支援士制度と支援士試験の開始時期は必ずしも同じではないように考えられるが、「支援士試験開始前であっても、特例措置により支援士試験合格とみなされる要件を有する者支援士制度開始後であれば支援士登録申請を行うことが可能」と理解してよいのか。</p>	<p>情報処理の促進に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)附則第4条に基づき支援士となった者が講習を受講するに際しては、法第23条第2項において準用する法第11条により定められた登録事務規程に従わなければならないこととされており、当該規程は経済産業大臣の認可を要件としています。現在、機構が認可申請の準備を行っている当該規程では、原則、毎年1回のオンライン講習と、3年に1回の集合講習を義務付ける予定です。</p> <p>なお、情報セキュリティスペシャリスト試験(以下「SC試験」という。)及びテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)(以下「SV試験」という。)の合格から3年超経過している者は、登録後1年以内にオンライン講習及び集合講習の受講を義務付ける予定です。</p> <p>支援士制度では、支援士試験を平成29年4月に実施することを予定しておりますが、支援士試験合格者とみなされる過去のSC試験、SV試験の合格者の登録については、支援士試験開始前に受付を開始します。</p>
5	省令案	<p>平成13年度から平成20年度まで行われた「情報セキュリティアドミネレータ試験」の合格者をみなし対象とするのは、約10年以上前の知識・技術をもって合格した者も相当数含まれることになるため、改めて、適切ではないと思われる。これら知識レベルや技術的レベルのギャップは、講習で補える程度ではないものになってきていると判断する。</p> <p>したがって、「情報セキュリティアドミネレータ試験」合格者をみなし対象者とするには、再考が必要である。(同旨5件)</p>	<p>産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会試験ワーキンググループ中間とりまとめ(平成28年4月、以下「WG中間とりまとめ」という。)以降においてもサイバー攻撃は増加し、また、被害の大きな事案も発生するなど、サイバーセキュリティに関する高度な知識・技能を有する者の対応がより望ましい状況となっています。一方、情報セキュリティアドミネレータは情報セキュリティ技術の専門家として情報セキュリティ管理を支援する者とされ、情報セキュリティアドミネレータ試験(以下「SU試験」という。)はSC試験と比べ、情報セキュリティの出題範囲が狭く、また、10年以上経過した合格者が相当含まれており、情報セキュリティに関する知識・技能は有する者であります。SC試験、SV試験合格者と同様に義務講習により、最新のサイバーセキュリティに関する知識・技能の習得を補完することは難しいと判断されます。以上のことから、パブリックコメントでの御意見等も踏まえ、省令案からSU試験合格者をみなし合格者としないうち施行規則を変更することとしました。</p>
6	省令案	<p>省令案の附則第5条の試験も新省令第41条によって準用される新省令第10条の証明書の交付の対象となるということによいか。それとも旧省令第7条・様式第4号・様式第5号が引き続き適用されるのか。</p>	<p>この省令の施行の際現に実施された旧情報処理技術者試験規則(以下「旧規則」という。)の規定によるSC試験に合格した者の合格証明書の交付は、旧規則の規定に基づいて行われます。</p>

No	御意見の箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	省令案	講習受講の必須については、地方のセキュリティ技術者についても配慮して頂きたい。複数の都市での開催のみでなく、eラーニング等も開催して頂けると、より情報処理安全確保支援士の登録者数が増加するのではないかと考える。	義務講習は、登録事務規程に基づき行いますが、現在、機構が認可申請の準備を行っている当該規程では、支援士は、毎年1回オンライン講習の受講と、登録から3年ごとに集合講習の受講が義務付けられる予定です。集合講習については、登録者の利便性を考慮して、登録者の居住地の分布も勘案しつつ、地方都市での開催もできるような措置を講じたいと考えています。
8	省令案	IT企業の応札資格のためでなく、ユーザー、特に、今まであまり考慮してこなかった中小企業に取得してもらいたい。中小企業であっても、企業に1人設置を義務づけてもいい。弱いところからアタックされると知って、中小企業こそ、関係ないではなく、被害にあいやすいと認識してもらうためにも、必須にしてほしい。	企業等のサイバーセキュリティ対策を強化していく上では、経営者自身が取組の重要性を認識し、自らの経営判断として、支援士やこれと同等のレベルの専門人材を活用していただくことが重要です。したがって、企業には支援士の設置を義務づけるのではなく、サイバーセキュリティ対策の普及啓発を通じ、専門人材の活用を促進していくことが必要と考えます。
9	省令案	<p>支援士試験合格者が、SC試験合格者と同等の地位にあるとすれば、支援士試験合格者も資格登録の年限を区切るべきではないか。</p> <p>または、SC試験合格者については一旦登録を受けた場合はSC試験合格を支援士試験合格とみなしてその後運用するなどの公平性のある手当等が必要ではないのか。</p> <p>支援士制度が、一定の登録者数を確保しつつ、知識の最新性を担保するには、基礎的な能力を測る資格試験(支援士制度で言うならば支援士試験等)については免除しつつ、更新時の基礎力チェックか講習を課すことによることが良いかと思われる。また、資格のあるべき姿と一般の需要とを考慮しつつ資格制度は運用しなければ、資格制度が目指すべき姿と、かけ離れてしまう危険性が十分にあることは他の資格の例でも多くある。今後のご検討課題とされたい。</p>	<p>支援士登録の要件は、基本的には、支援士試験に合格した者としています。SC試験の合格者については、WG中間とりまとめにおいて、支援士試験の全部免除を提言していますが、必ずしも全てにおいて支援士試験合格者を同一に取り扱うものとはしておらず、例えば、合格してから一定期間を経過した者の義務講習の受講義務を設けたり、試験免除として取り扱う期間を制度開始から一定期間とするなどの指摘がなされています。</p> <p>施行規則第3条において、情報処理技術者試験(高度試験)等に合格し、又は指定した科目について一定の成績を収めた者については、情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験を免除することとしています。また、義務講習においては、定期的に最新のサイバーセキュリティに関する知識・技能等を習得していただくこととしています。</p>

No	御意見の箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	省令案	<p>創設される情報処理安全確保支援士(以下、支援士)の性格をスペシャリストからプロフェッショナルに相応しいレベルにまで上げるべきである。具体的には、サイバーセキュリティ講習(知識・技能に加え倫理を必須とする)の受講を支援士登録要件(一部申請者には免除措置もありうる)とし、資格名称を「登録情報セキュリティスペシャリストRegistered information security specialist」から「情報セキュリティプロフェッショナルInformation security professional」に変更することによって、従来の情報セキュリティスペシャリストとの違いを明確にすること。</p> <p>サイバーセキュリティ講習の受講義務(情報処理の促進に関する法律第26条)は、登録要件になっていない(省令案第18条、様式第6)。そうであるならば、Registerされたことによる付加価値は何か不明である。</p> <p>サイバーセキュリティ講習は、登録後に受講することになるが、省令には未定義である。講習は、継続的な知識・技能の維持等を図るために行われるが、知識・技能に加え倫理も講習すべきである(情報セキュリティが対象であるからには当然であると思われる)。昨年8月に試験WGが提言したオンライン講習、集合講習はIPAが検討するのであろうが、省令に歯止めの規定が必要ではないか。</p>	<p>支援士試験は従来のSC試験をベースにしていますが、今般の法改正に当たって、試験合格後も、知識・技能のレベルを維持するため義務講習を受けていただくことを要件としています。講習の内容については、WG中間とりまとめに沿って、職業倫理に関する講習も必須科目とする予定です。</p>
		<p>「情報処理技術者全般に言えること」</p> <p>評価しやすくするために最低限度の学習時間や実務経験が分かるように変更してほしい。受験資格として設けるか、認定証の発行条件として設ける等。</p> <p>試験の実施回数は、「毎年少なくとも一回行い」という下限だけでなく「一回以下」「二回以下」という上限も入れるべき。現行の試験で情安士は年2回なので、2回以下などに入れてほしい。なぜならば、受験機会を増やすことにより、実施回数の少なかった旧試験と実力で大きな差ができてしまうから。災害時などの特別試験以外は、実施回数を増やすべきではない。受験回数が増やすと情報処理技術者の評価を導入している職場や学校では評価をその都度、変更しなければならないため余計なコストがかかってしまう。</p> <p>基本情報技術者以上で、CBTなどによる随時受験可能は反対。なぜならば、簡単になりすぎてしまうから。80年代まで年1回で合格率は15%前後しか合格していなかったのに、受験機会を増やすことで1、2年あれば誰もが簡単に合格できてしまう。この場合、評価にバラツキが出て横一線でなくなるため、資格を評価を整備するにもコストがかかる。年1度か2度くらいの定期試験にすべき。</p> <p>CBTに対してポジティブな面ばかり観すぎではないか。CBTを何度も受験したことのある者から言わせれば問題点だらけ。国への信用が無くなるだけ。共用レベルの一般常識の試験だけにとどめるべき。好きな日時に受験しやすく</p>	<p>情報処理技術者試験(以下「技術者試験」という。)は、情報処理に関する業務を行う者の技術の向上に資するために必要な知識及び技能を判定する試験です。</p> <p>技術者試験は、あらかじめ定められた対象者像、業務と役割、期待する技術水準に沿って必要な知識・技能を問う試験であり、試験回数の多寡によって差異を設けるものではありません。</p> <p>ITパスポート試験(以下「Iパス試験」という。)におけるCBT方式の試験は、紙で実施する試験と同等の判定が可能であることを確認して実施しております。なお、CBT方式については、Iパス試験のみ実施することとしています。</p>

No	御意見の箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
11	省令案	<p>CBT試験は過去問を公開せずとも、都会や学校など仲間を集めやすい人ほど、どのような問題と解答が出たか複数人の記憶をたどり収集しやすくなり有利になる。メモや問題の持ち帰り禁止にしても必ず抜け道が存在する。そのため結局、問題は流出する。 好きな日時に受験しやすくするという名目で、簡単にしてしまうのは断固反対。過去の合格者の事も考えてほしい。</p> <p>ITパスポート試験は、TOEICのような得点制にしてITの一般常識の知識を評価すべき。そのうえで表計算やメール設定、タイピングなどの簡単な実技試験を入れてはどうか。ITパスポートの取得メリットを強化すべき。モックを使えば実技試験を実験的に行えるのではないか。</p> <p>年2度実施の基本情報技術者は基本情報管理者とに試験分割し年1度ずつの実施に分けてほしい。どちらも取るという人ができ、受験者が増え国益になるのでは。応用情報も技術者と管理者に分けて1度ずつの実施としてほしい。</p> <p>ストラテジに関する出題は、情報系人材より、簿記会計等の資格の保持者に有利に作られすぎ。彼らにとって簡易化しすぎ。逆にIT分野を学んだ人の方が取りづらいのは理不尽。人材が不足している為プログラマや技術者の育成を放棄してほしくない。より技術的で専門的な試験にしてほしい。</p> <p>随時受験可能となると、受験会場に近い人ほど有利になる。</p> <p>広いIT業界に対応するために、試験は難化するのが当然だと思う。</p> <p>ITSSに含めてしまったベンダー資格の難易度に無理やり合わせる為なのか、最近の試験ほど過去問題ばかりで最新の試験とは言えなくなった。最新をうたっていたはずだが誤りなのだろうか。国家試験でベンダー試験の真似事は無理だと考える。なぜならば、試験の目的が違うから。ベンダー試験は製品を通した企業の利益が目的で試験の質が悪くても利益さえ上がればよいという経営方針がある。しかし、国家試験は人材育成が目的であり、質が悪くても利益さえ上がればよいといういい加減なものではない。</p>	<p>Iパス試験は、相当数の試験問題を用意し、受験者ごとに異なる試験問題を出題することで公平性を確保しております。</p> <p>Iパス試験では、合否のほかに、スコアも公表しております。また、Iパス試験は、情報処理システムに関する共通的基本知識を問う試験として実施しております。</p> <p>基本情報技術者試験も応用情報技術者試験も、開発側・利用側に求められる知識・技能を評価する試験として実施しております。</p> <p>IT技術者には、プログラミング等のテクノロジ系の知識だけではなく、ストラテジ系やマネジメント系の知識も求められると考えております。</p> <p>Iパス試験は全国約100会場で実施しており、受験機会を喪失することがないように配慮しております。</p> <p>技術者試験は、あらかじめ定められた対象者像、業務と役割、期待する技術水準に沿って必要な知識・技能を問う試験であり、安易に難易度を変更すべきではないと考えております。</p> <p>技術者試験は、IoT、クラウド、モバイル等の最新の技術動向を踏まえつつ、情報処理に関する業務を行う者に求められる知識・技能を問う試験として実施しております。</p>

No	御意見の箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>情報処理安全確保支援士試験について大学などで一部免除を検討しておられるようだが、大学、短大、専修学校、高専等での試験の一部免除はすべきではないと考える。 少なくとも、情報セキュリティに関する博士か修士や研究者やセキュリティ企業で開発・保守等にあたり成果を上げた場合等に絞るべきではないか。</p> <p>登録要件には実務経験者(実務補習等を含む)であることを含めたほうがよい。</p> <p>受験資格には講習や在学期間(ある程度の学歴を含む)があることを含めた方がよい。</p>	<p>本意見に係る一部免除の対象は、施行規則第3条第5号の規定により経済産業大臣が認めるものとしていますが、その内容については今後改めて検討を進めることとしております。</p> <p>支援士制度においては、支援士試験に合格した者その他これと同等の能力を有すると認められる者で経済産業省令で定めるものは支援士となる資格を有します。登録後は講習の受講を義務とし、当該講習を通じて最新のサイバーセキュリティに関する知識・技能を習得していただくこととしています。</p> <p>支援士試験では、支援士に必要な知識・技能を網羅的に出題範囲とすることとしており、受験資格を設けておりません。</p>
12	省令案	<p>免除の条件が国家資格に絞られているが、CISSP等の民間資格についても対象に加えて頂きたい。民間資格でもグローバルスタンダードになっているものもあり、そうした資格保有者に支援士として我が国で活躍してもらうことを期待するのであれば、民間資格も免除対象に入れるべきと考える。</p> <p>経済産業省や政府においては、支援士資格を含めたセキュリティ資格を取得した際のメリットとなるような社会環境の整備にも力を注いで頂きたいと考える。例えば政府のプロジェクトにおいて入札要件に入れるということは徹底されるべきではないか。</p>	<p>民間資格を免除対象とするためには、当該民間資格を取得するに必要な知識及び技能等の詳細を相互に確認する必要があります。他資格の保有を試験免除の対象とすることについては、今後の要望等の状況を見つつ、必要に応じ検討することとします。</p> <p>入札等の運用における支援士の位置付けについては、今後検討を進めていきます。</p>

No	御意見の箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	省令案	登録事務を行うにあたり、申請者の登録申請書作成に係る負荷軽減及び当機構の受付業務の効率化を図るため、申請書の入力フォームを提供するとともに、申請者が入力した内容を二次元コードとして生成し、印刷した際に申請書様式の余白に出力される仕組みを活用することが有効と考えますが、このような登録の申請及び受付方法は、情報処理の促進に関する法律施行規則との関係では問題ないか。	申請様式に御指摘の二次元コードが記載されていたとしても、施行規則に規定する記載事項を満たしているものであればその有効性に変わりはありません。
14	省令案	様式第6(第18条関係)の備考5.において、情報処理安全確保支援士となる資格を有していることの証明として添付する書類は、「合格証書の写し」若しくは「支援士試験の全部が免除となったことを証する書面」とされており、後者のみ原本の提出が必要となっております。当該申請以外にも提出や提示を求められる可能性を排除できず、申請者の不利益を回避するため、後者についても「写し」でよいのではないのでしょうか。	御指摘のとおり、御意見に沿って該当箇所を修正させていただきます。
15	告示案	「平成十九年経済産業省告示第三百十九号の一部改正の改正案」のうち、第三段落の4～5行目に「情報処理技術者試験規則等の『一部』を改正する省令」とありますが、正しくは、「情報処理技術者試験規則等の『全部』を改正する省令」ではないのでしょうか。	御指摘のとおり、御意見に沿って該当箇所を修正させていただきます。